排水設備に関する資料

令和４年２月改訂

行田市都市整備部下水道課

目　　次

１　排水設備工事新設等の届出に関する規定について　　　　　　　　（P1～8）

２　排水設備工事に関する構造等の基準について 　　　　　　　　(P9～16)

３　排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の責務について 　(P17～18)

４　様式

１　排水設備工事新設等の届出に関する規定について

【排水設備工事新設等の施工手順について】

　　　　指　　　定　　　工　　　事　　　店

　　　　　　排水設備工事の申込み　　　　　　　 供用開始区域であるかの確認

　　　　下　　　　水　　　　道　　　　課

　　　　依　　　　　　　頼　　　　　　　人

　　　　　　現地調査、設計、工事費の

　　　　　　説明及び段取り等打合せ

　　　　　　排水設備新設等承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 排水設備新設等承認決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 工事に変更が生じた場合は、

　　　　　　着工から完成まで　　　　　　　　　下水道課と協議の上、工事を実

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施すること。なお、必要に応じて、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「排水設備工事の計画変更」を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出すること。

　　　　　　公共下水道使用開始等届

　　　　　　排水設備完成届

　　　　　　事前連絡　　　　　　　　　　　　　 完成検査通知

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 完成検査済証発送

【排水設備新設等の承認申請について】

排水設備の新設等の承認を受けようとする者は、「排水設備新設等承認申請書」に次に掲げる書類を添えて、工事着手日の３日前まで（土・日・祝日を含まない）に市長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋等の状況により、数人が共同して排水設備の設置を行うときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

⑴　次に掲げる事項を表示した平面図

ア　申請地内にある建築物及び台所、浴場、洗濯場、便所その他汚水（雨水）を排除する施設の配置

イ　管渠の配置、形状、寸法及び延長

ウ　桝又はマンホールの配置及びその深さ

エ　申請地に接する道路及び公共下水道の配置（方位記入）

オ　除害施設（阻集器）等を設けるときは、その施設の配置

カ　他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置

キ　その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

⑵　申請地付近の見取案内図（住宅地図の写し）

⑶　排水設備工事の内訳書

⑷　他人の土地又は排水設備を使用しようとするときは、当該権利者の同意書

⑸　除害施設等を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面

⑹　既設最終桝を除く、既設排水設備を利用するときは、その既設排水設備の数量（桝の個数、排水管の内径及び延長）等を記載した書類（「既設排水設備使用承認願」）

⑺　特殊排水設備（排水ヘッダー等）を使用するときは、設備の名称等を記載した書類（「特殊排水設備使用承認願」）及びパンフレット等、仕様のわかるものの写し

※下水道事業受益者負担金が完納していない場合は、必ず「受益者負担金納付誓約書」を添付すること。

○申請区分の記入方法

１排水設備

新設：初めて排水設備を設置するとき。

（建て替え等で既存の施設を撤去して新たに設置する場合も含む。）

増設：既存の排水に、新たに排水設備を接続するとき。

改築：既存の排水設備の一部を撤去し、新たに排水設備を設置するとき。

２浄化槽廃止

合併：合併浄化槽を廃止して下水道に接続するとき。

　単独：単独浄化槽を廃止して下水道に接続するとき。

３汲み取り式便所廃止：汲取トイレを廃止して下水道に接続するとき。

４本管取出しのみ：本管からの取り出し等で宅内の施工を行わないとき。

【排水設備の計画変更について】

　　「排水設備新設等承認申請書」を提出した後に、排水設備の計画に変更が生じる場合には、必ず下水道課と協議の上、「排水設備の計画変更について」を提出し、承認を受けてから工事を実施すること。

【排水設備工事の延長について】

事情により指定期限内に排水設備工事を完成できない場合は、指定期限前に「排水設備設置期間延長承認申請書」を市長に提出し、当該期間の延長の承認を受けなければならない。

【排水設備完成届について】

排水設備の工事が完成したときは、その日から５日以内に「排水設備完成届」を市長に提出しなければならない。

分流区域において、雨水のオーバーフロー管を道路側溝へ接続した場合は、管口仕上げの状況を確認するため、側溝との接続部分の写真を側溝側から撮影し添付すること。

【使用開始等の届出義務について】

公共下水道の使用を開始、休止又は廃止したとき及び使用者が変更したときは、直ちに「公共下水道使用開始（休止・廃止）届」を市長に提出しなければならない。

※「排水設備完成届」及び「公共下水道使用開始（休止・廃止）届」の提出が遅れた場合は、下水道使用料の遡及が発生し施主に迷惑がかかるため、注意すること。

【道路掘削を伴う下水道本管及び取付管工事について】

　　道路を掘削して、下水道本管や取付管を施工する際は、「道路交通規制の依頼及び道路復旧の確約について」を提出すること。また、当該工事の本復旧が完了した日から５日以内に舗装本復旧工事完了報告書及び完了写真を提出すること。

　【記名・押印について】

　　　「排水設備新設等承認申請書」などの使用者・土地所有者・家屋所有者が複数の場合は、それぞれ記名及び押印をすること。

《承認申請書の提出部数内訳》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提　出　書　類　名 | 部　数 | 備　　　　　　　　　　　　考 |
| 排水設備新設等承認申請書 | ２部 | 下水道課用、指定工事店控用※ |
| 案内図 | １部 | 下水道課用 |
| 平面図等図面関係 | ２部 | 下水道課用、指定工事店控用 |
| 排水設備工事の内訳書 | ３部 | 下水道課用、指定工事店控用、依頼者控用 |
| 同意書又は承諾書等 | １部 | 下水道課用 |

《完成届等の提出部数内訳》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提　出　書　類　名 | 部　数 | 備　　　　　　　　　　　　考 |
| 排水設備完成届 | ２部 | 下水道課用、指定工事店控用※ |
| 案内図 | １部 | 下水道課用 |
| 平面図等図面関係（竣工図） | １部 | 下水道課用 |
| 公共下水道使用開始届 | ２部 | 下水道課用、指定工事店控用※ |

※「排水設備新設等承認申請書」、「排水設備完成届」、「公共下水道使用開始（休止・廃止）届」については、下水道課提出分の他に指定工事店控えとして副本（コピー可）を持参すること。

【排水設備工事完成検査の留意事項】

完成検査については、実施する日程をＦＡＸで通知する。必ず、施主に事前連絡（日時の連絡や不在時の敷地内への立入の承諾、立会い希望の有無の確認等）をすること。

検査時は担当した排水設備工事責任技術者が立ち会うこと。立ち会えない場合は、検査を延期する。また、担当した責任技術者以外が立ち会った場合は、検査を中止する。

・完成検査時においては、完成届に添付された竣工図を基に次の項目を確認する。

1　汚水桝の口径及び深さ、汚水管の延長等の計測

2　雨水系統の配管状況

3　上流部から水を流入し、流れ、滞留の確認（外流しが無い場合、アパート等においては事前に水を用意しておく。）

4　復旧状況の確認（浄化槽の埋め戻し、仮・本復旧等）

5　検査時に補修等指示を受けた場合は、早急に対応すること。

【除害施設の新設等の届出について】

除害施設の新設等を行おうとする者は、「除害施設新設（増設・改築）届出書」に次に掲げる書類を添えて、当該除害施設新設等の工事着手６０日前までに市長に提出しなければならない。

⑴　付近の見取図　　　方位、道路及び目標となる建物、下水を排除する公共下水道管渠の位置及び形状、寸法を明示した図面

⑵　配置図　　　　　　敷地の境界線、敷地内の建物の位置、給水設備の位置、排水箇所、排水設備の位置及び縮尺を明示した図面

⑶　生産工程図　　　　生産工程ごとの使用原材料名とその量、使用薬品名とその量、使用水量、用水源の種類及び排除量を明示した図面

⑷　除害施設の設計書　ア　下水の時間的変動と濃度の変化

イ　除害施設の処理方法、処理目標及びその計算根拠

ウ　発生汚泥等の処理及び処分の方法

エ　除害施設の土木及び機械工事の設計図

オ　除害施設の処理工程図

カ　除害施設の工事費概算書

【除害施設管理責任者の選任について】

除害施設の設置者は、当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設を設置した日から１４日以内に除害施設管理責任者を選任しなければならない。また、その当該除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任した日から７日以内に「除害施設管理責任者選任届出書」を市長に提出しなければならない。

【除害施設新設等の完成の届出について】

除害施設の新設等の工事が完成したときは、「除害施設新設（増設・改築）工事完了届出書を市長に提出しなければならない。

【特定施設設置者の下水道使用開始の届出について】

除害施設を設置しないで継続して公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者は、当該公共下水道施設を使用しようとする日から起算して３０日前までに、「公共下水道使用開始届出書」を市長に提出しなければならない。

【設計図の記入数値について】

設計図の記入数値の単位及び端数処理、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　類 | 単位 | 記　 入　 数　 値 | 記 入 例 |
| 管路延長 | ｍ | 小数点以下第２位まで | 7.85 |
| 管径（呼び径） | ㎜ |  | 100 |
| 管の勾配 |  | 小数点以下第１位まで | 1.5/100 |
| 桝又はマンホールの内径 | ㎝ |  | 20 |
| 桝又はマンホールの深さ | ㎝ |  | 55 |
| 掃除口の口径 | ㎜ |  | 75 |

【平面図の記入方法について】

平面図の記入方法は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 記入内容 | 記　　　　　入　　　　　例 |
| 排　水　管 | 管経管種勾配延長 | 　　　　　　　　　Φ75VU 2.0/100 3.00 Φ100VU 2.0/100 6.00 |
| 汚　水　桝 | 桝番号内径深さ |  №1 Φ15×H50 |
| 雨　水　桝 | 桝番号内径深さ | 　　　　　　　　　　　 №1 Φ30×H50(15) (　)内は、泥溜の深さ |

・必ず図面に方位を記入すること。

・汚水系統は赤線、雨水系統は青線か緑線で記入すること。また、新設するものは実線（　　）、既設のものは点線（　　）で記入すること。

・井戸水を使用する場合は、ポンプの位置と井戸水の経路を、汚水系統及び雨水系統で使用していない色の線で記入すること。

・浄化槽の廃止の場合は、浄化槽の位置も記入すること。



φ100 VU 2.0/100 2.50

No.3　φ15×H39

No.2　φ15×H34

No.6　φ15×H80(109)

φ100 VU 2.0/100 4.00

No.3　φ30×H50

φ75 VU 0.50

No.7　φ30×H50

No.6　φ30×H50

φ75 VU 7.40

φ75 VU 2.90

No.4　φ30×H50

No.2　φ30×H50

No.5　φ30×H50

No.6　φ15×H72

No.7　φ20×H110

No.4　φ15×H48

No.5　φ15×H57

No.1　φ30×H50

φ100 VU 2.0/100 0.50

φ75 VU 3.70

No.1　φ15×H30

φ75 VU 9.50

φ75 VU 10.00

φ75 VU 3.80

φ100 VU 2.0/100 4.50

φ100 VU 2.0/100 7.50

φ100 VU 2.0/100 4.50

φ100 VU 2.0/100 2.00

大

２　排水設備工事に関する構造等の基準について

【排水設備工事について】

下水道法第１０条第１項に規定する排水設備（屋内の排水管並びにこれに固着する洗面器、水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設、増築、改築及び撤去の各工事）をいう。

※下水道法第１０条第１項

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の次の区分に該当する者は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

⑴　建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者

⑵　建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者

⑶　道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

【下水の種類について】

下水の種類は、下水道法、発生形態、性状等で区分すると次の表のとおりとなる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 下水道法上の種類 | 発生形態による分類 | 下 水 の 分 類 |
| 下　　水 | 汚　　水 | 　生活若しくは事業に起因 | し尿を含んだ排水 |
| 雑排水 |
| 工場・事業場排水 |
| 湧　　　　　　水 |
| 雨　　水 | 　自然現象に起因 | 降水・雪どけ水 |

一般に汚水には、次のようなものが含まれる。

⑴　水洗便所から排水

⑵　台所、浴場、洗面所、洗濯場からの排水

⑶　屋外洗場からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの）

⑷　冷却水

⑸　プール排水

⑹　地下構造物からの湧水

⑺　工場、事業場の生産活動により生じた排水

⑻　その他雨水以外の排水

【排除方式について】

下水の排除方式には、汚水及び雨水を別々の管渠で排除する分流式と、汚水及び雨水を同一の管渠で排除する合流式がある。

【排水管の内径及び勾配について】

排水管の内径及び勾配は、次のとおりとする。

（分流式区域）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排 水 人 口 | 排水管の内径 | 勾　　　配 |
| 150人未満 | 100㎜以上 | 2.0％以上 |
| 150人以上300人未満 | 125㎜以上 | 1.7％以上 |
| 300人以上500人未満 | 150㎜以上 | 1.5％以上 |
| 500人以上 | 200㎜以上 | 1.2％以上 |

（合流式区域）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排 水 人 口 | 排水管の内径 | 勾　　　配 |
| 200㎡未満 | 100㎜以上 | 2.0％以上 |
| 200㎡以上400㎡未満 | 125㎜以上 | 1.7％以上 |
| 400㎡以上600㎡未満 | 150㎜以上 | 1.5％以上 |
| 600㎡以上1,500㎡未満 | 200㎜以上 | 1.2％以上 |
| 1,500㎡以上 | 250㎜以上 | 1.0％以上 |

※　開発行為の場合は、別途協議すること。

【第１桝の内径について】

取付管の内径に伴う第１桝（最終桝）の内径は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取付管内径 | 第１桝（最終桝）内径 | 蓋 |
| 内径150㎜ | 内径200㎜以上 | ミカゲ蓋 |
| 内径200㎜ | 内径300㎜以上 | 鋳鉄製防護蓋等 |
| 内径250㎜ | 内径300㎜以上 | 鋳鉄製防護蓋等 |

【桝の形状、寸法について】

桝の内径、材質及び蓋は、次のとおりとする。

（分流式区域）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 内径 | 材質 | 蓋 |
| 第　１　桝（最　終　桝） | 内径200㎜以上 | 塩化ビニル製等 | ミ カ ゲ 蓋（忍城マーク入り） |
| 宅　内　桝 | 内径150㎜以上 | 塩化ビニル製等 | 塩化ビニル製蓋等 |

（合流式区域）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 内径 | 材質 | 蓋 |
| 第　１　桝（最　終　桝） | 内径200㎜以上 | 塩化ビニル製又はコンクリート製等 | ミ カ ゲ 蓋又は鋳　鉄　蓋 |
| 宅　内　桝 | 内径150㎜以上 | 塩化ビニル製又はコンクリート製等 | 塩化ビニル製蓋又はコンクリート製蓋等 |

※　第１桝の蓋は、ミカゲ蓋、鋳鉄蓋とも市章マーク入りとする。

【枝管の内径について】

枝管の内径は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　　　　別 | 内　　　径 |
| 　雨水、小便器、手洗器及び洗面器接続管 |  50㎜以上 |
| 　浴槽（家庭用）及び炊事場接続管 |  75㎜以上 |
| 　大便器接続管 | 100㎜以上 |

【内径による桝の間隔について】

管の内径による桝の最大間隔は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　　径（㎜） | 50 | 75 | 100 | 125 | 150 | 200 | 250 |
| 最大間隔（ｍ） | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 24 | 30 |

【割り込み人孔について】

割り込み人孔の設置基準は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 取付管内径 | 本　　管　　内　　径 |
| 内径200㎜ | 内径350㎜以下に接続する場合 |
| 内径250㎜ | 内径450㎜以下に接続する場合 |

【排水設備の基本的要件について】

排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく衛生的に排除するものでなければならない。また、この排水設備は、下水を円滑かつ速やかに流下させるとともに堅固で耐久力を有し、維持管理が容易な構造としなければならない。

【排水設備の技術的基準について】

公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備新設等の工事を行うときの技術的基準は、次のとおりとする。

1. 下水は、最終桝等で下水を排除すべきものに流入させるように設けること。
2. 堅固で耐久力を有する構造とする。
3. 塩化ビニル又はコンクリート等その他耐久性の有する材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとすること。

⑷　分流式下水道の場合は、汚水と雨水を分離して排除する構造であること。

⑸　汚水を排除する排水管は、暗渠とする。

⑹　桝の構造は、外圧によって破損しない堅固なものとする。

⑺　暗渠である構造の部分で、次の箇所には桝又はマンホールを設けること。

ア　排水管の起点及び終点

イ　排水管の会合点及び屈曲点

ウ　排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所

エ　排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上適切な箇所

オ　新設管と既設管の接続箇所で、流水や維持管理に支障をきたすおそれのある箇所。

カ　分流式の場合、汚水桝の設置場所は、浸水のおそれのない所とする。

キ　桝の設置場所は、将来構築物が設置される場所を避ける。

⑻　桝又はマンホールに使用する蓋は、密閉できる蓋とする。

⑼　汚水桝の底には、管渠の内径に応じ相当の幅のインバートを設け、雨水桝には、深さ15㎝以上の泥溜を設けること。

⑽　既設の排水設備を利用する場合、その既設の桝が溜桝になっているときは、必ずインバート加工すること。

⑾　水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。ただし、二重トラップにならないよう十分注意すること。

⑿　防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

⒀　台所、浴室、洗濯場等の汚水流出口には、じんかいその他固形物の流下を止めるために有効なストレーナ若しくは幅1㎝以下の格子又は金網を設けること。

⒁　自動車等の所有者又はこれらの修繕業者若しくは洗浄業者は、除油装置を有する洗砂設備を設けること。

⒂　排水管の土被りは、公道内では75㎝以上、私道内では45㎝以上、宅地内では20㎝以上を標準とする。

⒃　排水設備を最終桝等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は次のとおりとする。

ア　汚水を排除するための桝は、インバートと管底高とに食い違いの生じないよう、かつ管が桝の内側に突き出ないよう差し入れ、その周囲（管口）にモルタル等を詰め、内外の上塗り仕上げをすること。

イ　雨水のみを排除するための桝は、深さ15㎝以上の泥溜を設け、管が桝の内側に突き出ないよう差し入れ、その周囲（管口）にモルタル等を詰め、内外面の上塗り仕上げをすること。

ただし、合流式区域の場合、防臭対策としてトラップ桝を使用するか、管を桝の内側に突き出しエルボ等の継手類を使用してもよい。この場合、エルボ等については、取り外しのできるようにしておくこと。

【その他留意事項】

・外流しは、原則汚水扱いであるため汚水管へ接続すること。

　　・合流区域においては、宅内汚水桝(φ15)の一箇所にエアーキャップ付きの蓋を設置すること。

・雨水の取扱いについては、雨水浸透桝を設置し原則宅内処理とするが、オーバーフロー分を合流区域では汚水管に、分流区域では側溝又は水路に放流することができる。

　　・最終桝の蓋のデザインは、合流区域は「市章」、分流区域は「忍城」のものを設置すること。



分流区域

合流区域

・給湯器のドレン排水は、原則汚水扱いであるため汚水管へ接続すること。ただし、「潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）」、「家庭用燃料電池システム（エネファーム）」のドレン排水は、次の条件を満たした場合、雨水に接続することを可能とし、汚水管や雨水管に接続をしない場合、単独での浸透桝を設置しなければならない。

　　１．一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）が貼付するガス機器認証マークを有するものとする。ただし、家庭用燃料電池システム（エネファーム）については、「JIAドレン検査基準認証」表示があるものを使用すること。

　　　　なお、接続する給湯器等の型式のわかるもの（カタログ等）を排水設備新設等承認申請書に添付すること。

　　２．周辺の生活環境へ悪影響を及ぼさない施工を行うこと。

　　 ① 排水によって桝や側溝に滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮がされていること。

　　 ② 潜熱回収型ガス給湯器等へ雨水が溢水しないよう対策されていること。

【くみ取り便所の改造について】

汲み取り便所を水洗便所に改造する場合は、便槽のし尿をきれいに汲み取りその内部を消毒して取り壊す。また、便槽を撤去できない場合は、底部に穿孔し水抜き孔を設け、内部は砂等でよく埋め戻し、便器等が沈下破損しないようにしなければならない。

【浄化槽の処理について】

浄化槽は、し尿を完全に汲み取り清掃、消毒をし、撤去するが、撤去できない場合は、各槽の底部に10㎝以上の孔を数箇所開けるか破損し、良質土で埋め戻して沈下しないよう十分突き固める。また、浄化槽を残したままその上部に排水管を布設する場合は、浄化槽の一部を壊すなどして排水管と浄化槽との距離を十分にとり排水管が不同沈下しないようにする。

【阻集器について】

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管及び公共下水道を破損するおそれのある物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

⑴　阻集器設置上の留意点

ア　使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。

イ　阻集器は、汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離阻止できる構造とし、分離を必要としない汚水の混入はしてはならない。

ウ　保守点検が容易にできる構造とし、材質は、ステンレス又は樹脂等の不透水性、耐食性のものとする。

エ　阻集器に密閉蓋を設ける場合は、適切な通気がとれる構造等とする。

オ　阻集器は、原則としてトラップ機能を有するものとする。また、二重トラップとならないよう十分注意するものとし、トラップを有しない阻集器の場合は、その阻集器の直接下流にトラップを設ける。

カ　トラップの封水深は、５㎝以上とする。

⑵　阻集器の種類

ア　グリース阻集器

油脂阻集器、グリーストラップ、油脂分離器等とも呼ばれており、料理店の調理場等からの汚水に含まれている油脂類を阻集器内で冷却、凝固させて除去し排水管中に流入して管が閉塞するのを防ぐ。

イ　オイル阻集器

油分離器、オイルトラップ等と呼ばれており、給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去しそれらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。また、オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。設置場所の例としては、次のとおりである。

・　ガソリン供給所、給油所

・　ガソリンを貯蔵しているガレージ、又は洗車場

・　可燃性溶剤、揮発性の液体を製造、又は使用する工場、事業場

・　その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

ウ　サンド阻集器

排水中に混在する土砂石粉類を多量に含む場合にサンド阻集器を設け、沈殿、収集して下水道への流下を阻止する。また、底部の泥溜の深さは15㎝以上とする。

エ　ヘア阻集器

理髪店、美容院の洗髪器に取付けて、毛髪が排水管中に流入するのを防ぐ。また、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。

オ　ランドリー阻集器

営業用の洗濯室等からの排水中に含まれている糸くず、ボタン等を有効に分離する。また、阻集器の中には、取り外し可能なバスケットを設ける。

カ　プラスタ阻集器

外科のギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ等の不溶性物質は、排水管中に流入すると管壁面に付着凝固し容易に取れなくなる。

⑶　阻集器の維持管理

ア　阻集器によって分離、蓄積されたグリースや可燃性廃液などの浮遊物土砂その他の沈殿物は、定期的に除去しなければならない。

イ　阻集きから除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。

３　排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の責務について

【排水設備指定工事店の遵守事項（行田市下水道条例第６条の１１）】

１指定工事店は、下水道に関する法令並びに条例及び規則で定めるところに従い、誠実かつ迅速に排水設備工事の施工に努めなければならない。

２　指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　排水設備工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由があるときを除き、これを拒んではならない。

(２)　排水設備工事は、適正な工費で施工しなければならない。

(３)　排水設備工事の契約の締結に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を相手方に明確に示さなければならない。

(４)　排水設備工事の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(５)　指定工事店としての自己の名義を第三者に貸与してはならない。

(６)　排水設備工事は、責任技術者の監理の下でなければこれを設計し、又は施工してはならない。

(７)　排水設備等の検査に合格した日から１年以内に生じた故障等については、天災その他使用者の責めに帰すべき理由によるものを除き、無償で補修しなければならない。

(８)　災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(９)　排水設備等の検査を受けるときは、当該検査に係る排水設備工事の責任技術者を立ち会わせなければならない。

(10)　排水設備等の検査に合格しなかったときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(11)　自己の責めに帰すべき理由により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

【排水設備工事責任技術者の責務（行田市下水道条例第６条の４第２項）】

責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(１)　排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理

(２)　排水設備の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(３)　排水設備の新設等の工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(４)　第７条に規定する検査の立会い

　違　反　行　為　等　の　種　類　及　び　点　数　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 号 | 　　　　違　反　行　為　等　の　種　類 | 点数 | 該　当　条　項 |
| 行田市下水道条例 |
| 1 | 排水設備の計画の確認を受けないで工事をしたとき | 50 | 第5条 |
| 2 | 排水設備工事の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせたとき | 30 | 第6条の11第2項第4号 |
| 3 | 指定工事店の名義の貸借をしたとき | 30 | 第6条の11第2項第5号 |
| 4 | 排水設備完成届の遅延があったとき | 20 | 第７条 |
| 5 | 排水設備工事の施工の申込みを正当な理由がなく拒否したとき | 20 | 第6条の11第2項第1号 |
| 6 | 排水設備工事を適正な工費で施工しなかったとき | 20 | 第6条の11第2項第2号 |
| 7 | 排水設備工事の契約時において金額、工期等の必要事項を提示しなかったとき | 20 | 第6条の11第2項第3号 |
| 8 | 排水設備工事の無償補償期間中に補修を拒否したとき | 20 | 第6条の1第2項第7号 |
| 9 | 自己の責めに帰すべき事由による損害を市に賠償しなかったとき | 20 | 第6条の11第2項第11号 |
| 10 | 責任技術者が排水設備工事を監理しなかったとき | 20 | 第6条の4第2項第1-3号 |
| 11 | 指定工事店が変更等の届出をしなかったとき又は虚偽の届出をしたとき | 20 | 第6条の13第1項第4号 |
| 12 | 責任技術者が排水設備工事の完成検査時に立ち会わなかったとき | 10 | 第６条の４第２項第４号 |
| 13 | 検査不合格工事の補修をしなかったとき又は再検査を受けなかったとき | 10 | 第6条の11第2項第10号 |

処 　分 　基 　準　 表

|  |  |
| --- | --- |
| 累　積　点　数 | 処　分　内　容 |
| ３０点未満 | 文書による厳重注意 |
| ３０点から　３９点まで | １週間の指定又は登録の停止 |
| ４０点から　４９点まで | ２週間の指定又は登録の停止 |
| ５０点から　５９点まで | １月間の指定又は登録の停止 |
| ６０点から　６９点まで | ２月間の指定又は登録の停止 |
| ７０点から　７９点まで | ３月間の指定又は登録の停止 |
| ８０点から　８９点まで | ４月間の指定又は登録の停止 |
| ９０点から　９９点まで | ６月間の指定又は登録の停止 |
| １００点から１０９点まで | ８月間の指定又は登録の停止 |
| １１０点から１１９点まで | １年間の指定又は登録の停止 |
| １２０点以上 | 指定又は登録の取消し |

様式集

・排水設備新設等承認申請書

・排水設備設置期間延長承認申請書

・排水設備完成届

・公共下水道使用開始(休止・廃止)届

・排水設備工事の計画変更について

・除害施設新設(増設・改築)届出書

・施設の内容及び排水の内容

・除害施設新設(増設・改築)工事完了届出書

・除害施設管理責任者選任届出書

・除害施設管理責任者特認申請書

・参考様式

○下記の様式については、行田市役所ホームページ、「組織から探す」＞「都市整備部」＞「下水道課」のページ内から、ダウンロードすることができます。

・排水設備新設等承認申請書

・排水設備設置期間延長承認申請書

・排水設備完成届

・公共下水道使用開始(休止・廃止)届

様式第１号（第４条関係）

排水設備新設等承認申請書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　行田市長　　　　　　　　　　　申請者　住所　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　次のとおり申請します。 |
| 申請区分 | □　排水設備(□新設　□増設　□改築)　　□　くみ取り式便所廃止□　浄化槽廃止（□単独　□合併）　　　　□　本管取出しのみ |
| 設置場所(住居表示) | (　　　　　　　　　　　　　　) |
| 権利者の承諾 | 使用者 | 住所 | 　 | 氏名 | ㊞ |
| 土地所有者 | 住所 | 　 | 氏名 | ㊞ |
| 家屋所有者 | 住所 | 　 | 氏名 | ㊞ |
| 施工指定工事店 | 所在地 | 　 |
| 商号又は名称 | 　 | 指定番号 | 第　　　　号 |
| 代表者氏名 |  | 電話番号 | 　 |
| 責任技術者氏名 |  | 登録番号 | 第　　　　号 |
| 工期 | 年　　　月　　　日～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 区域別 | □合流　　□分流 | 取付管 | □設置済　　□未設置 |
| 使用水別 | □水道水　　□井戸水　　□併用 | 日平均水量 | m3 |
| 添付書類 | □　案内図　　　　　　　　１部　□　ます・マンホール構造図　　　　１部□　平面図(1／200)　　　　２部　□　除害施設配置図　　　　　　　　１部□　内訳書　　　　　　　　３部　□　ポンプ構造図　　　　　　　　　１部□　既設排水設備使用承認願１部　□　物件設置等許可申請書(区域外流入)１部□　縦断面図　　　　　　　１部　□　その他(受益者負担金納付誓約書)１部 |
| 貸付金利用 | □有　　　　　□無 |
| 決定区分 | □支障無し　　□支障有り |
| 受益者負担金 | 年度賦課(　完納・納付中・　　猶予中・未納　) |
| 備考 |  |

様式第３号(第５条関係)

排水設備設置期間延長承認申請書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　行田市長　　　　　　　　　　　申請者　住所　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　次のとおり申請します。 |
| 設置場所 | 　 |
| 設置区分 | □新設　□増設　□改築　□その他(　　　　　　　　　　) |
| 　既に受けた承認年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　　号 |
| 　既に受けた指定期限 | 年　　　月　　　日 |
| 延期希望期限 | 年　　　月　　　日 |
| 延期理由 |  |

様式第５号（第７条関係）

排水設備完成届

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　行田市長　　　　　　　　　　　届出者　　住所　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　次のとおり排水設備工事が完了したので、届け出ます。 |
| 設置場所 |  |
| 設置区分 | □　排水設備(□新設　□増設　□改築)　　□　くみ取り便所廃止□　浄化槽廃止(□単独　□合併)　　　　　□　本管取出しのみ |
| 既に受けた許可日及び番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　　号 |
| 完成日 | 年　　　月　　　日 |
| 施工指定工事店 | 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  | 指定番号 | 第　　　号 |
| 代表者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 責任技術者氏名 |  | 登録番号 | 第　　　号 |
| 添付書類 | □　案内図　　　　　　　　１部　　　□３　内訳書　　　　　　　　１部□　しゅん工図(1／200)　　１部　　　□４　その他（　　　　）　　　部 |

※事務処理欄

|  |  |
| --- | --- |
| 検査結果 | □合　格　　　□不合格 |
| 検査年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 検査員氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 検査立会人氏名 | 　 |
| 指示事項 | 　 |
| 　 |
| 　 |

様式第８号（第９条関係）

公共下水道使用開始(休止・廃止・再開・使用者変更)届

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　行田市長　　　　　　　　　　　届出者　住所　　　　　　　　　　　　　(使用者)氏名　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　次のとおり届け出ます。 |
| 設置場所 | 　 |
| 区分 | 排水設備 | □新設　　　□増設　　　□改築 |
| 使用者の変更 | 使用者氏名 | 　 |
| 旧使用者氏名 | 　 |
| 汚水の種類 | □家事汚水　　　□団体汚水　　　□営業汚水□工業汚水　　　□浴場汚水　　　□その他汚水 |
| 開始(休止・廃止・再開）日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 使用水 | □水道水　□井戸水　□併用 | 確認番号 | 　 |
| 量水器　　個　　Φ番号　 | 家族人員 | 　　　　　人 |
| 浴槽 | 有り　　無し |
| 指定工事店名 | 　 |
| 備考 |  |

排水設備工事の計画変更について

　行田市長　様

　排水設備工事を行うにあたり、下記の理由により計画変更を行いたいので、協議をお願いいたします。

記

１　変更理由　 （ 工事計画を変更する理由を詳しく記載してください ）

２　変更箇所　　別紙のとおり

　　　　　年　　月　　日

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

施工工事店

住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

様式第８号の３（第９条の４関係）

除害施設新設(増設・改築)届出書

年　　月　　日

　行田市長

設置者　住所

氏名

電話番号

　　除害施設を新設(増設・改築)したいので、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設 置 場 所 | 　 | 使用者 | 氏名 | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 除害施設施工者 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 排水設備施工者 | 　指定番号　第　　　　号 | 電話番号 | 　 |
| 工事期間 | 　　　　　　年　　　月　　　日～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 製品名 | 　 |
| 生産量 | 　 |
| 作業期間 | 時　　分　～　　　時　　分 | 休業日 | 　 |
| 添付書類 | 　□　付近の見取図　　　　　□　除害施設の設計書　□　配置図　　　　　　　　　□　生産工程図 |

　注意　１　※欄は、記入しないこと。

　　　　２　排水設備の工事については、別途届け出ること。

施設の内容及び排水の内容

|  |  |
| --- | --- |
|  | 排水の内容 |
| 処理方法 | 排水の種類 | □　メッキ排水　　　　□　その他洗浄排水□　酸洗浄排水　　　　□　その他(　　　　　　　　　　　)□　アルカリ洗浄排水 |
| 最大排水量 | ／日　　　　　　　　　　／時系排水　　　　　　　／日　　　　　　　／時　　　系排水　　　　　　　／日　　　　　　　／時　　　系排水　　　　　　　／日　　　　　　　／時　　　 |
| 項目 | 単位 | 計画 | ※　完成後 |
| 原水 | 処理水 |
| 水温 | ℃ | 　 | 　 | 　 |
| アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 水素イオン濃度 | PH | 　 | 　 | 　 |
| 生物化学的酸素要求量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 化学的酸素要求量 | mg／L |  |  |  |
| 浮遊物質量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
|   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 　　鉱油類含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 　　動植物油脂含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 沃素消費量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| フェノール類含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| シアン含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| アルキル水銀含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 有機燐含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| カドミウム含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 鉛含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 六価クロム含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 砒素含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 総水銀含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| クロム含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 銅含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 亜鉛含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 鉄(溶解性)含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| マンガン(溶解性)含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| 弗素含有量 | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| ポリ塩化ビフェニル | mg／L | 　 | 　 | 　 |
| その他（　　　　　） |  |  |  |  |

様式第８号の４（第９条の４関係）

除害施設新設(増設・改築)工事完了届出書

年　　月　　日

　行田市長

設置者　住所

氏名

電話番号

　　除害施設を新設(増設・改築)工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 |  | 使用者氏名 | 　 |
| 施設内容 | 　 |
| 完了日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用開始日 | 年　　　月　　　日 |
| 除害施設施工者 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 排水設備施工者 | 　指定番号　第　　　　号 | 電話番号 | 　 |
| 備考 | 　 |

様式第８号の５（第９条の７関係）

除害施設管理責任者選任届出書

年　　月　　日

　行田市長

設置者　住所

氏名

電話番号

　　除害施設管理責任者を選任したので、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 　 |
| 　除害施設管理責任者の氏名 | 　 | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 資格 | 　 |
| 資格取得日 | 年　　　月　　　日 |
| 所属部課名 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 備考 | 　 |

様式第８号の６（第９条の８関係）

除害施設管理責任者特認申請書

年　　月　　日

　行田市長

設置者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　　行田市下水道条例施行規則第9条の8第3項に規定する除害施設管理責任者の特認を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 　 |
| 除害施設管理責任者にしようとする者の氏名 | 　 | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 履歴 | 最終学歴 | 年　　　月　　　日卒業　 |
| 職歴 | 　 |
| 所属部課名 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 申請理由 | 　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 行田市 | 申請者 | 下水道番号 第 号 |
|  |

|  |
| --- |
| 排水設備工事設計・竣工内訳書 |
| 発 注 者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  | 電話番号 |  |
| 設置場所 |  行田市 |
| 設　　計　　内　　訳 | 竣　　工　　内　　訳 |
| 工 事 種 別 | 形状寸法 | 単位 | 数　量 | 工 事 種 別 | 形状寸法 | 単位 | 数　量 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 指定工事店及び責任技術者 |  | 承認番号 |
|  |

受益者負担金納付誓約書

このたび、汚水等を直接公共下水道へ流すための排水設備新設等承認申請を提出いたしましたが、下水道事業受益者負担金について、賦課中あるいは賦課決定のありましたものについては、必ず納付することを誓約いたします。

なお、売買等により土地の所有者を変更した場合は、この義務及び権利を引き継ぎます。

　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

行　田　市　長

 年 月 日

既設排水設備使用承認願

　行　田　市　長

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

次のとおり承認を申請します。

１ 設置場所　　　行田市

２ 数量　　　排水管　管種　　　　　　　　管径　　　　　　㎜　　　　　　　　ｍ

桝　　　材質　　　　　　　　内径　　　　　　㎜　　　　　　箇所

３ 条件　　　管渠等の損傷の場合は取替えます。

指示のとおり改造します。

５ 添付図面　　　平面図

６ 摘要　　　既設排水設備に関して、行田市には一切ご迷惑をおかけしないことを約束します。

　　年　　月　　日

特殊排水設備使用承認願

行　田　市　長

申　請　者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

次のとおり承認を申請します。

１　設置場所　　　行田市

２　設備の名称　　　　　　　　　　　　　　　　メーカー

３　添付図面　　　構造図・平面図

４　摘要　　　特殊排水設備に関して、行田市には一切ご迷惑をおかけしないことを約束します。

 年 月 日

　行　田　市　長

私道排水設備工事承諾書

　下記地内の共同利用している私道に、排水設備工事を行うことを了承いたします。

記

１ 設置場所　　　行田市

２ 共同利用者

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 年 月 日

　行　田　市　長

排水設備権利者届

　下記地内に埋設されている排水設備は私達 軒で共有していることを届け出ます。また、この共有者による排水設備への取付け、改築、増築工事についても併せて了承いたします。

記

１ 設置場所 行田市

２ 権利共有者

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞

 住 所

 氏 名 ㊞